

明倫小学校いじめ防止対策基本方針

1 学校におけるいじめ防止対策の基本方針

いじめは、すべての児童に起こり得る問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に精一杯取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ根絶を旨として行わなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・保護者・地域・その他の学校関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを育むため、学校の教育活動全体を通じて指導支援をしていく。

「ふれあい道徳」「人権週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした全校的な取り組みを実践する。

(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

年に1度個人教育相談期間を設定し、児童一人ひとりと話をする時間を設ける。また、保護者との個人面談も設定し、児童の様子について情報交換できる場とする。

欠席が多い、学級で孤立しがち、問題行動が見られる等の児童の変化への教職員の気づきを共有する場を設ける。

(3) 児童の主体的な活動の推進

学級活動、児童会活動、学校行事等において、いじめ根絶や命の大切さ、一人ひとりを大切にすることを、児童が主体的に呼びかける活動を積極的に取り入れる。

(4) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保

生徒指導主任、教育相談主任を中心に校内のいじめ防止対策を行い、全職員が一丸となって対応する。

(5) いじめ防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上

いじめをはじめとする生徒指導上の課題に適切に対応できる能力を高めることを内容とした校内研修を行う。また、体罰についても、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となり得るものであるということから、校内研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(6) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

保護者や地域の方々に広く、いじめ問題や問題への取り組みについて理解を促すよう学校便り、学級通信、ホームページ等を活用し、広報啓発を充実する。また、PTAの総会、諸会議等でも内容として取り上げる。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

推進法第 22 条に基づき、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童の訴えを、特定の教職員が抱え込むことがないように、組織として対応する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、警察OB、家庭相談員、CS会長、PTA会長とする。

(組織の役割)

- (1) いじめ防止基本方針に基づき、取組の実施と進捗状況の確認。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発。
- (3) 児童や保護者、地域住民への情報発信と意識啓発。
- (4) いじめ事案への対応。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 道徳教育・人権教育と特別活動による集団作りの充実

- 児童一人ひとりがお互いを認め合い、学級の一員としての存在感を自覚できる学級集団作りを行う。また、学級集団のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 児童一人ひとりがかげがえのない存在であることや、周囲の人に支えられて生きていることに対する感謝の心をもつことを、道徳の時間を含めた教育活動全体を通じて育む。
- 多様な集団活動を通して、子ども達同士が関わり合う体験を充実させるために発達段階に応じたソーシャル・トレーニング等の指導を行う。

(2) いじめ問題への自主的・自発的取組の推進

- 「いじめは決して許されないこと」「見て見ぬふりをするのもいじめにつながる」という認識を児童がもつよう、様々な集団活動の中で指導していく。
- 11月の人権週間の時期に「いじめ防止強化月間」を設定し、児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、改善に向けた活動に取り組む。

(3) 児童との個人面談と保護者との個人面談の設定

- 6月に担任が児童一人ひとりと個人面談を行い、悩みや困っていることを聞いたり相談に乗ったりする機会を設定する。また、8月に保護者との個人面談を設定する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 教職員の研修会を実施し指導法の改善・充実を図ると共に、児童や保護者向けの情報モラル教育（講演会等）を開催する。

5 いじめの早期発見の取組

(1) 教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーや巡回相談員の観察により、配慮の必要な児童について情報を得る。
- ・教育相談、養護教諭を中心に困ったことや悩んでいることがある時、すぐに相談できる体制を作る。さらに児童の希望や教員からの勧めで、児童がスクールカウンセラー

セラーに相談できる体制を整える。

(2) 実態把握の改善

① 定期的な生活アンケートの実施

- ・ 毎月実施する「こころのアンケート」や年に2回実施の「学校を楽しくするためのアンケート」で、児童一人ひとりの困り感や悩み等に早く気づく機会とする。
- ・ Q-Uテストで学級や個人の状況を把握する機会とする。

② 秘匿性を高めたアンケートの実施

- ・ 年2回実施される県教育委員会のいじめアンケート調査を実施し、いじめの発見に努める。

③ 「はあとボックス（相談箱）」の設置

(3) 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや地域の関係団体との連携促進や学校運営協議会、放課後児童教室等、学校と地域・家庭が組織的に連携・協力する体制を作る。

6 いじめ事案への対応

(1) 対応の基本的な流れ

- ① 児童、保護者、教師の気づき、発見
- ② 管理職、生活指導主任への連絡
- ③ 校内いじめ対策委員会の招集
- ④ いじめを認知した場合、鹿島市教育委員会へ第一報
- ⑤ 「校内いじめ防止対策委員会（22条委員会）」の招集

(2) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

児童に情報モラルを身に付けさせるための指導の充実を図る。情報教育指導計画の中に位置づけ、発達段階に応じた指導を計画的に行う。

(3) 重大事態への対処

重大事案とは、「児童が自殺を企図した場合」、「身体に重大な被害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」等のケースが想定される。また、児童が一定期間連続して欠席しているような場合にも、迅速に調査に着手するケースとなる。

- ① 学校長が重大事案等であると判断した場合は、どの段階でもその旨を鹿島市教育委員会に報告する。児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。

その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて鹿島市教育委員会の指示を仰ぐ。

- ② 事実確認を行う。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴え等を踏まえ、調査主体については、鹿島市教育委員会の指示を仰ぐ。
- ③ 鹿島市教育委員会と連携した「いじめ防止等対策委員会（28条委員会）」を招集する。
- ④ 学校長は、鹿島市教育委員会への報告を随時行い、指示を仰ぐ。

- ⑤ 事実確認を行い明らかになった事柄については、いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ⑥ 必要な事後措置を検討し、速やかに実行する。

7 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3ヶ月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

- 校内研修において、児童に基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感や成就感を味わえるような「わかる授業作り」に努める。全教職員が校内研修で年1回の研究授業を実践し、「わかる授業作り」に取り組む。互いに授業を参観し、発達段階に応じた授業中の規律について検討し、よりよい指導方法を追求していく。
- Q Uテスト等を活用し、児童が自分の居場所を感じ、充実感を得られるような学級作りのための研修の場を確保する。その際、実態把握を行うと共に、その情報を交換しながらよりよい学級経営についての理解を深める。
- 定期的に学級の現在の状況や気になる子の情報収集のための職員研修を実施する。また、職員連絡会の中で気になる子の実態と対応について共通理解すると共に、組織として共通認識をもとに対処できるようにしておく。

9 取り組みの点検及び評価

(1) 学校評価

学校評価の中に「いじめ対策に関する項目」を入れて、保護者や学校関係者による多面的な評価を行う。

(2) 情報共有と対応の共通理解

いじめの覚知があった場合、その後の対応まで職員連絡会、職員会議等で情報を共有する。また、対応について全職員で意見交換ができる場とする。